

# 中世京都における巷所について

——東寺領巷所を中心に——

仲 村 研

## 目 次

- 一 はじめに
- 二 巷所の成立と展開
- 三 東寺領における巷所支配
  - 1 都市支配と巷所
  - 2 巷所の存在形態
  - 3 巷 所 民
- 四 おわりに

## 一 はじめに

かつて竹内理三氏は『寺領荘園の研究』で、東寺領における「特殊寺領の成立」を問題とされ、そのなかで、荘園でない所領の一例として、寺内在家、寺内田畠および京都市街地に散在する所領について言及されたことがある。<sup>1)</sup>この竹内氏の指摘は、中世京都の研究にかんしてきわめて重要な指摘であるにもかかわらず、それが生かされていない憾がある。すなわち、荘園領主——いわゆる権門勢家と称される大社寺、上級貴族から中小社寺、

下級貴族をも含む——の都市支配の具体的構造の究明という観点を導入することなく、京都の「町」研究がなされているのが現状である。とくに一〇世紀以降の平安京の変質から天正一九年(一五九一)秀吉の上京・下京にたいする屋地子の免除と、市街整理の完了にいたるまで、京の市街地は無数の荘園領主の支配をうけていたのであって、この事実を踏まえた上での中世京都の研究でなくてはならない。もちろん、この場合、荘園領主の所領支配全体のなかでの都市支配の占める位置、役割の追求という、いわば都市支配と農村支配の有機的な関連を問題としなければならぬだろう。

以上のような観点にたつて、本稿は中世京都における荘園領主の巷所支配を問題にしたいと思う。現在、赤松俊秀教授の編になる『教王護国寺文書』が第七巻まで編年的に刊行され、文亀四年(一五〇四)にいたっているが、そのなかに教王護国寺、すなわち東寺の巷所支配にかんする多数の史料が収録されているので、本稿はとくに東寺領の巷所を中心に考察してゆきたい。

さて、巷所について最初に見解を表明したのは、清水三男氏ではないかと思う。氏は「宅地の『戸主』について<sup>2)</sup>」という論文のなかで、正和四年(一三二五)四月一日の「沙弥法阿等御座免巷所田地売券」を引用したあとで、巷所とあるのは、前述院町(八条院々町——仲村)のやうに屋敷の集合してゐる住宅地で、場所は院町同様京都の町端で、この地は毎年右京職へ呉麩を献じた免田である。鼠なら農業を専業としないでも作れるが、田地は農民でなければ難しい。之により京都にも此頃には農家が混在したことが考へられる。逆に室町時代になると洛外の農村に京都町人の手が伸び、水田を町人が買つて作人に作らせる傾向が著しく進む。(中略)市民生活の中に村落生活が持込まれてゐたことがこの根底から理解される。

と述べている。巷所研究が到達している水準からみると、清水氏の説は不備な点はあるが、巷所を、京都が農村

説 化していることの具体的なあらわれであるとみる点にかんする限り正しい。

林屋辰三郎氏は、昭和二九年に発表された「散所 その発生と展開」<sup>(3)</sup>という論文で、古代賤民制の解体の過程で成立する散所について詳述され、この散所と巷所との連関にふれ、つぎのように述べられた。

巷所とは、旧平安京の条坊間の衝路の存したところであって、その後、都市の規模の変化につれて、道路としての意味を失って空閑地となり、さらに田地又は宅地化したところをさすのである。平城京にはすでにその痕跡を失ったようであるが、平安京は早く衰亡した右京に於いて、多く文献のなかに散在するのである。従って巷所には、形式的に右京職の管下に属するものが多い。そしてこの地域は官有の公共地であったから、明らかに地子免除の土地であり、その意味では住民をのぞいた散所というも過言ではない。

林屋氏の巷所についての見解は、部落問題研究所編の『部落史に関する総合的研究 史料編第三』における氏の解説<sup>(4)</sup>でも変っていない。この林屋氏の巷所論を史料的に補強したのが、阿部猛氏のノート<sup>(5)</sup>であり、ここにおいて、巷所は平安京条坊道路の耕地化、宅地化したところである、と概念規定されるにいたったのである。

最近、難波田徹氏は大徳寺文書に収録されている、大徳寺如意庵領の土御門四丁町関係史料から、同四丁町の巷所を論ぜられた<sup>(6)</sup>。史料が領主間の相論文書であるという限界のため、この四丁町における巷所の構造が全面的に明らかにされたとはいえないが、唱聞師(声聞師)などの中世賤民と深い関係をもつという、巷所の特徴を指摘されたのは、巷所研究のためにきわめて有意義である。

以上のような観点と研究史に立脚し、巷所の成立からその展開を再検討し、つぎに対象を東寺領に限定して巷所の存在形態を明らかにしてゆきたい。

- (1) 竹内理三『寺領荘園の研究』四六八～四七〇ページ。
- (2) 清水三男『上代の土地関係』所収一一四ページ。
- (3) 林屋辰三郎『古代國家の解体』所収二九〇ページ。
- (4) 部落問題研究所編『部落史に関する綜合的研究』史料編第三七ページ。
- (5) 阿部猛『巷所について』『日本歴史』一〇一頁。
- (6) 難波田徹『室町期京都における土地問題の一考察——上京土御門四丁町を素材として——』『立命館文学』第二六七号、「中世後期声聞師の一形態——大徳寺如意庵領洛中土御門四丁町の場合——」『風俗』第六卷第四号。

## 二 巷所の成立と展開

史料のうえで「巷所」の初見は、永久三年（一一二五）三月二〇日の東寺権上座定俊申状<sup>(1)</sup>である。大法師定俊は申状のなかでつぎのようにいつている。

針小路（八条大路と九条坊門小路の間）通とそれより北の巷所などは、先祖慶秀が執行の時に開発して以降、定俊が相伝し、領知してきたところである。ただし、それらの巷所はもととはといえば、昔の道路であって耕作しなかった。ところが、慶秀や左京職がいつているように、東寺がいろいろと沙汰して開発してのち、（慶秀が）一円領作するところとなった。しかしながら、唐橋（九条坊門小路）より南は、（その権利を）放棄した。針小路とそれより北の巷所は、（慶秀が）開発の本作主であるために、所当の稲を免除された。そのことは証文に明らかである。

右からわかる点は、第一に、巷所は以前の道路が耕地化されたものであること。第二に、所当免除の対象になつていること。第三に、巷所の開発には東寺も参加していること。第四に、開発した個人の相伝の対象となつていること。第五に、律令制下における巷所の管轄は京職にあることなどが指摘されよう。

一二世紀初頭の「巷所」初見史料から、以上のような巷所の特徴を指摘することができたが、このような巷所の特徴は、すでに一〇世紀初頭に編纂された延喜式の京職の条項に潜在していることが確認される。すなわち「京中水田」の規定<sup>(2)</sup>には、

凡京中不聽<sup>(3)</sup>管水田。但大小路辺及卑湿之地。聽<sup>(4)</sup>殖<sup>(5)</sup>水葱<sup>(6)</sup>芹<sup>(7)</sup>蓮<sup>(8)</sup>之類。不得<sup>(9)</sup>因<sup>(10)</sup>此<sup>(11)</sup>広<sup>(12)</sup>溝<sup>(13)</sup>追路。

とあつて、京職は、大小路に近い湿地が水田化されることによつて溝が掘げられ、道路がせげられることを禁止している。

平安京条坊制の道路幅にかんする規定<sup>(3)</sup>では、左右京の境界で、羅城門から大内裏にいたる朱雀大路は幅二八丈であるが、大路の両端から各々垣基三尺と犬行（犬走）一丈五尺、それに溝幅各々五尺を控除すると実質的な大路の幅は二三丈四尺とされている。同様に一七丈の宮城南大路（二条）は一丈二丈、一丈二丈の宮城東西大路（両大宮）は七丈、一〇丈の大路は七丈六尺、八丈の大路は五丈六尺、四丈の小路は二丈三尺となっている。そしてこの小路付近の空閑地にとどまらず、路の両側の溝をも水田化して拡大し、道路部分を蚕食してゆくのであり、この溝、道路が、場合によつては宅地化され、この耕地化ないし宅地化された地域を、一二世紀初頭には「巷所」と呼称したのである。

三代制符の建久二年（一一九一）三月二八日の宣旨<sup>(4)</sup>につきのような条項が含まれている。

一可停止京中人領不居在家、好<sup>(5)</sup>耕作<sup>(6)</sup>、道<sup>(7)</sup>路<sup>(8)</sup>、企<sup>(9)</sup>巷<sup>(10)</sup>、所<sup>(11)</sup>事<sup>(12)</sup>、（中略）

仰、已上彈正加檢察、使<sup>(13)</sup>斤<sup>(14)</sup>糺<sup>(15)</sup>非違、其中京職致道橋之修補、諸家勤当路之洒掃、加<sup>(16)</sup>之<sup>(17)</sup>停<sup>(18)</sup>止<sup>(19)</sup>巷<sup>(20)</sup>所<sup>(21)</sup>耕<sup>(22)</sup>作<sup>(23)</sup>、禁<sup>(24)</sup>制<sup>(25)</sup>弃<sup>(26)</sup>病<sup>(27)</sup>者<sup>(28)</sup>孤<sup>(29)</sup>子<sup>(30)</sup>、三箇条殿制、一依保元符、其中於病者孤子者、任<sup>(31)</sup>式<sup>(32)</sup>条<sup>(33)</sup>、送<sup>(34)</sup>施<sup>(35)</sup>藥<sup>(36)</sup>院<sup>(37)</sup>及<sup>(38)</sup>悲<sup>(39)</sup>田<sup>(40)</sup>、兼<sup>(41)</sup>又<sup>(42)</sup>下<sup>(43)</sup>知<sup>(44)</sup>施<sup>(45)</sup>藥<sup>(46)</sup>院<sup>(47)</sup>、儲<sup>(48)</sup>令<sup>(49)</sup>加<sup>(50)</sup>療<sup>(51)</sup>養<sup>(52)</sup>、

また同じく三代制符の文永一〇年(一二七三)九月二十七日の宣旨には、

一可<sub>レ</sub>停止京中人領<sub>下</sub>不<sub>レ</sub>令<sub>三</sub>貫附<sub>一</sub>舍屋<sub>上</sub>、好<sub>レ</sub>耕<sub>一</sub>作<sub>二</sub>道路<sub>一</sub>、企<sub>レ</sub>巷所<sub>三</sub>事<sub>一</sub>、

両箇之制、先符重疊、而近來比詹之民、不<sub>レ</sub>勤<sub>二</sub>洒掃<sub>一</sub>、行路之客、殆踏<sub>二</sub>泥塗<sub>一</sub>、重中之耕<sub>三</sub>作<sub>二</sub>路頭<sub>一</sub>之田畝、違犯之者、本条設<sub>レ</sub>罪、仰<sub>二</sub>彈正京職使<sub>一</sub>等、任<sub>二</sub>度々之制符<sub>一</sub>、宣<sub>一</sub>一々令<sub>二</sub>遵行<sub>一</sub>、

とあり、これに先だつ建暦二年(一二二二)三月二二日の宣旨の条項にも、

一可京中道橋京職加監臨、諸家当路致洒掃事

抑京職擁念、道橋頽危、諸家懈緩、当路汚穢、非只忘洒掃之勤、剩有堀穿之企、健守先符、宣令遵行、

とある。文永一〇年の宣旨の「重中之耕<sub>三</sub>作<sub>二</sub>路頭<sub>一</sub>之田畝」と、建暦二年の宣旨の「剩有堀穿之企」とは、いずれも明らかに巷所化を示すものである。

そして注目すべきは、巷所の支配権が京職にあるということである。延喜式の京職の規定に明らかなように、京中の行政権は左右の京職にあり、檢察権は彈正台にあつた。この京職は、律令官衙機構の解体ののちも、莊園制的な機構に編成され、皇室私領と化した巷所の支配を続行しているのである。一五、六世紀においても、「禁裏御料所左京職洛中散在巷所田畠」「本所左京職巷所」「左京職巷所」「右京職巷所」と表現され、両方の京職には各々下司がおかれて、これが巷所を管轄している。そして、京職管轄下の巷所は、守護による半済を拒否しえたのである。

『宣胤卿記』によると、永正元年(一五〇四)、細川澄元と争つた香西又六が、京中を含む山城国一円に半済を賦課した事件について、つぎのように記している。まず同年一〇月一〇日条では、

右京職巷所事、為内裏御公領公役異于他之間、如此儀每度被免除也、

説とあり、また同年十一月一〇日条には、

論

香西又六、当国平濟事、於右京職巷所者可免除之由申之、在所并土貢程可注給之由同申之、可書遣云々、又入夜有湖江孫右衛門尉状、明朝早々可遣云々、於地坪者難書尽、仍東ハ朱雀、南ハ九条、西ハ西ノ京極、此内古之小路分、今為田畠、是巷所也、自本田方多以押領、仍当知行散在也、可再興之由、当年被成御奉書、又公貢事大概注之、

とある。右の記事は、林屋辰三郎氏が巷所の歴史的性格を確定するために、最初に紹介されたものである。これらの史料によると、半済を免れるためには、巷所の坪付と年貢の額を報告しなければならぬのに、坪付は「難書尽」とし、年貢の額は「大概」を記すというのである。そして、坪付を確定しがたい理由のひとつに、条坊内の宅地、耕地からの道路分の押領、兼併があげられている。あとで述べるように、巷所のもつ不安定な一面がここに提起されているわけであるが、逆にいうと、京職、この場合の右京職は「東ハ朱雀、西ハ九条、西ハ西ノ京極」の以前の道路の田畠化したところという、莫然としたかたちで巷所を把握しているにすぎないのであり、ここに京職の巷所支配の弱さが露呈されている。

巷所が原則的に京職の支配下にあるとはいふものの、他の荘園領主による囲い込みも進行しており、それは「巷所」初見の史料からも容易に推定されるところである。一五、六世紀にいたると、京職領の巷所にたいする「権家被官」の押妨は慢性化するような傾向にあり、京職と荘園領主・被官との間に巷所の所管をめぐる相論が絶えず惹起する。

たとえば、応永六年（一三九九）の東寺雑掌頼勝の申状（註）によると、頼勝が東寺領と称する「八条大宮東頼八条北頼巷所田地一段」について、延慶年間（一三〇八～一三二〇）に本主が東寺に寄進して数十年を経過しているにかかわ

らず、

然近比自左京職家、於彼田地致違乱、結句当年加点札之条、迷惑之至也、凡雖為巷所敷地、或付現地知行、或各別相伝、而偏非職家管領之条、傍例非一也、何限于当所可及違乱哉、

と、左京職が東寺に非難されている。しかし、京職の本来的な職務は、道路の巷所化を防ぐことであつて、すでに巷所化された地域の支配が二次的に扱われたことはいうまでもない。すなわち、そのことは、阿部猛氏が紹介された『承久三年四年日次記』<sup>(12)</sup>の巷所の史料に明らかである。

(前欠) 領宅而還矢出入之路、車馬避阨陌而過、士女踏泥塗而行、事之新儀乖于旧制、就中朱雀大路者、為大極殿之正門、為大嘗會之要路、常可修固、豈可耕作乎、国司争之、京職論之、共不可有其沙汰、皆不可叶道理之故也、九重不可有巷所、一向只可從停止者、

つまり、ここでは巷所の弊害が述べられ、「九重」(天皇の御座所)禁中の意であるが、それが「京」の意に転化している)に巷所があること自体が不可であり、巷所の帰属をめぐる国司と京職との争いは、「道理」に適合していな<sup>(13)</sup>いとされて、いずれもが沙汰の権限を否定されている。しかし、京の現実には、この「道理」はいつこうに貫徹していなかつたのである。

天元五年(九八二)、慶滋保胤が『池亭記』の冒頭で述べた有名な一節、「予二十余年以來、歴見東西二京。西京人家漸稀。殆幾<sup>レ</sup>幽墟<sup>ニ</sup>矣。人者有<sup>レ</sup>去無<sup>レ</sup>來。屋者有<sup>レ</sup>壞無<sup>レ</sup>造」にもあるように、一〇世紀末期には西京、すなわち右京は、平安造都時からの低湿地という自然的条件と、律令制の崩壊という政治的・経済的条件に規制されて、荒廢化がいちじるしく進行し、したがって、林屋辰三郎氏が指摘されているように、<sup>(14)</sup>巷所も右京職の管轄に属す



るものの方が多いのは当然である。この場合、たんに右京のみならず、左京においても右京と同様の条件にある八条以南や、北辺の一条あたりにおいても巷所化が進行したと思われる。

なお、巷所は原則的には平安京の条坊道路敷の耕地化、宅地化であるが、中世後期には平安京域外にあつても、道路敷を占拠することを「巷所となす」としている。

為夜盗用心、院内少所、可為巷所事、

当院敷地事、吉岡左近將監依致競望、有<sub>レ</sub>限<sub>ニ</sub>地子、一旦雖有<sub>レ</sub>御口入、為<sub>ニ</sub>諸寮舎敷地<sub>ニ</sub>之由、依<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>敷申<sub>一</sub>候、先度被<sub>レ</sub>返<sub>ニ</sub>付<sub>一</sub>寺家<sub>一</sub>訖、然近日夜盗以外徘徊条、院内為<sub>ニ</sub>用心<sub>ニ</sub>之、西之端少為<sub>ニ</sub>巷所<sub>一</sub>、寺家被<sub>レ</sub>官已下可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>置由、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>御心得<sub>一</sub>候由、被<sub>ニ</sub>仰出<sub>一</sub>候也、

永正元

八月十七日

普広院雜掌<sup>(15)</sup>

普広院は相国寺の塔頭であり、その位置は明らかに平安京条坊の域外にある。この場合、普広院の警備のために、院の西端を巷所とし（警固詰所を造作するものと推測される）て、寺家の被官等を詰めさせる旨の仰せがあつた、ということであるが、条坊内の道路を対象としてあつた「巷所」が、拡大されて条坊外にも適用されていることを示すものである。

- (1) 『平安遺文』第五卷一八一八号。
- (2)(3) 『新訂増補 国史大系』二六卷九二一ページ、九二五〜九二七ページ。
- (4)(5) 『三代制符』〔続々群書類従〕七 法制部 一六一ページ、一七九ページ。
- (6) 『玉藻』の「新制宣旨廿一ヶ条」の一九条（『大日本史料』第四編之十一 七二二ページ）。
- (7) 貞治三年二月九日 僧宗順田地売券 東寺百合文書ミノ八（以下「百合」と略称す）（『大日本史料』第六編之二十六 六〇〇ページ）。

ジ)の請人に「左京職下司」延」がおり、また『宣胤卿記』文明二年(一四八〇)二月二十五日条その他に「右京職下司」とある。なお、下司職をはじめ巷所代官職は、代官請のかたちで存在した。享徳元年(一四五二)十一月六日、近江の豪族朽木氏は「坊城家領洛中巷所地之代官職」を幕府から承認されている(内閣文庫所蔵『朽木古文書』甲五号)し、また享祿四年(一五三二)四月一日、朽木植綱が小川坊城殿に「洛中左京職巷所代官職」の請文(同 甲一九号)を提出しているのは、その一例である。

(8) 『増補 史料大成』第四四卷 七九ページ、八一ページ。

(9) 林屋辰三郎「散所 その発生と展開」、『古代国家の解体』所収二九〇ページ。

(10) 永正一四年八月一日 室町幕府奉行人奉書案 百合・メ六六ノ九八(『大日本史料』第九編之七 四七七ページ)に、「禁裏御料所左京職領洛中散在巷所田島等事、帯応安以来証文当知行之处、或混乱現地、或号權家被官、地子以下有名無実云々」とある。

(11) 応永六年八月 日 東寺雜掌類勝言上伏案 百合・ト四六ノ六〇(『大日本史料』第七編之四 二二六ページ)。

(12) 『大日本史料』第五編之一 五三九ページ。

(13) この京職と山城の国司との争いは、朱雀大路と九条大路との交点、羅城門あたりの巷所の所属について、平安京域内であるか域外であるか、をめぐるものであると考えられる。

(14) 林屋辰三郎 前掲書二九一ページ。

(15) 塚本文書二(佐藤進一・池内義賢編『中世法制史料集 第二卷 室町幕府法』所収二四九ページ)。

### 三 東寺領における巷所支配

#### 1 都市支配と巷所

応仁・文明の乱が一段落した文明一〇年(一四七八)六月、前將軍足利義政は東寺にたいし、山城国をはじめ諸国散在の寺領を安堵した<sup>(1)</sup>。安堵状によると、この段階の東寺領は、山城国においては、久世上下荘、上野荘、拝師荘、植松荘、丹波国大山荘、播磨国矢野荘内例名方、若狭国太良荘、大和国平野殿荘、同国河原(城)荘、近江国三村荘、摂津国垂水荘、備中国新見荘の諸荘園と、京都の所領、すなわち院町一三カ所、柳原宝荘殿院敷地、

東寺境内、八条以南九条以北堀川以西朱雀以東の巷所、女御田と称される東西九条、八条以北大官半所所屋地、散在名田畠などである。

延徳二年(一四九〇)の「東寺領惣安堵入足配当注文」<sup>(2)</sup>によつて、この時の全寺領の分米高が判明する。すなわち、荘園については上久世荘二三〇石、下久世荘九〇石、植松荘二四〇石、女御田二五五石、上野荘五〇石、拜師荘一四八石、矢野荘四〇石、大山荘一五石、平野(慶)荘五石、川原城荘一五石、垂水荘一〇石、新見荘五〇石であり、京都では教令院二〇石、大巷所四〇石、院町二〇石、澳殿一〇石、柳原二〇石などである。この注文によると、一五世紀末期の東寺領にあつては、すでに若狭国太良荘が退転し、山城国以外の諸荘園は退転寸前であることを示している。その意味で、東寺にとつて京都、山城の所領のもつ役割は、きわめて大きいといわねばならない。たとえば、文明一五年(一四八三)の東寺領人夫注文<sup>(3)</sup>において、人夫が動員される地域は、久世上下、植松、上野、東九条、柳原、同散所、散所、境内とされ、東寺が必要とする夫役の供給源としての役割を、東寺周辺の所領は負わされていたのである。ここに荘園領主の規制力が強力に作用する膝下所領のひとつの特徴がうかがわれる。

文明一八年(一四八六)六月、室町幕府奉行人松田对馬守数秀が東寺領洛中散在敷地田畠八二カ所について、内裏御修理地口銭と大将御拝賀要脚棟別銭を免除する旨を<sup>(4)</sup>通達した。それによれば洛中の東寺領の敷地田畠のほとんどが左京五条以南に散在している。そして、つぎに述べる若干の例外を除いて、「一所 六条坊門坊城以東北頬口拾壹丈伍尺」のような所在と地口の広さを表記する形式をとつている。それはこの目録が地口銭免除の目的で作成されたからである。

地口の広さが表記されない例外的な表記形式のひとつに、「一所八条以南至九条巷所東限堀河 西限朱雀」がある。地口の賦課が、敷地田畠の道路に面する広さ（間口）にあることはいうまでもない。その意味では、巷所は道路そのものが耕地・宅地化したものであるから、巷所の面積は個々に検注しなくても、地口というかたちで算出できない性格を本来的にもっている。これにたいして、同じ表記形式の「一所寺家境内在家并敷地大宮以西、朱雀以东、九条以南」があるが、これは平安京条坊制によると左京九条一坊を指すものであるから、寺内在家をはじめ、この境域内の地口は存在しうるわけであり、八二カ所の地口銭・棟別銭免状が発せられた三日あとの六月二〇日に、この境域の地口一〇八カ所、一九五丈三尺が書出されている。<sup>⑤</sup>これらの地口は平均一丈から二丈のきわめて零細なものであるが、「洛中散在敷地田畠目録」に地口の記載がなくても、別紙にしてこれを記入し、免除の申請が出されているのである。つまり、境内在家敷地や八条院町一三カ町などが地口の記載をもたないことは、地口がないというのではなく、各々多数の地口を有するために別紙記載<sup>⑥</sup>にして、この目録には書出さなかつたというにすぎない。

至徳四年（一三八七）五月に東寺が結解した北野・梅宮両宮のための地口析足支配帳<sup>⑦</sup>によれば、地口尺別二文宛の地口銭が洛中の東寺領にかけられているが、寺内および院町もその対象になっているにかかわらず、八条以南の巷所は「皆為田之間、略之不宛之」とあるように、地口銭の対象から除外されているのであって、逆に段銭の対象となつていると思われる。<sup>⑧</sup>

巷所を含むこれらの洛中寺領は、東寺が買得したり、寄進をうけたりして集積されたと推測されるが、東寺はこれを塔頭や供僧、それに仏事、燈油料、湯料、造管方などに配分している。そして巷所は造管方の所管となつている。造管方とはもちろん東寺造管改築工事を所管する機構である。応永一七年（一四一〇）二月の「造管方結解

「状案」によると、同一六年の巷所年貢は、大巷所年貢として三〇貫四八五文、九条巷所年貢として七貫一四七文が計上されているように、東寺領巷所には徴税の単位として、大巷所と九条巷所がある。先にもあげたように、東寺領洛中敷地注文には「一所 八条以南至九条巷所 東限堀河 西限朱雀」とあり、この表示地域の中に大巷所と九条巷所が包摂されていると考えられる。

応安六年(一三七三)三月の「九条本・新巷所丈数・坪取注進状案」は、九条本巷所と同新巷所の各坪面積と、本巷所は一坪別一六文、新巷所一五文定めの分銭と、納入責任者名を記している。ところで、この注進状案の端に、「注進 九条本巷所丈数・坪取事壬生朱雀間北類」とあるから、九条本巷所の位置にかんするかぎり、九条大路一二丈の中心線から北の部分で、西は朱雀大路、東は壬生大路の間にあることは明らかである。そして九条新巷所の位置については不明であるけれども、本巷所の南辺ではないかと推定される。東寺領巷所の中で、この九条本・新巷所のほかに、地名を冠して呼称される巷所、たとえば、朱雀巷所、朱雀河巷所、四塚巷所、大宮巷所、壬生巷所、八条巷所、信濃小路巷所、坊城巷所などがあるが、これらの巷所は、東寺領巷所領域内の特定の巷所についての呼称となっているものと考えられる。

東寺領の巷所の名称には、右にあげたものとは別に「付巷所」なる巷所があるが、これは新巷所と考えられる。後述するように、巷所は、耕地であれ、宅地であれ、本源的に不安定なものであり、道路化と耕地・宅地化が不確定に繰り返されるため、絶えず巷所が同地域内で再生産され、それを新巷所とか付巷所と呼んだのである。東寺領にあつては、大巷所にも新(付)巷所があるのと同様に、九条巷所にもあるわけである。そして先にもみたように、本巷所と新巷所では、地子銭が新巷所はわずかに低い。

以上、簡単に東寺領巷所を概観したわけであるが、その支配は現実には巷所代官職に委ねられていた。代官には巷所下司、公文があり、これには東寺供僧が任命され、その下に下司代と出納が配されている。この二職には巷所年貢を負担している作人の中から宛てられており、応安三年(一三七〇)三月の「東寺領巷所検注取帳」<sup>(11)</sup>には、この巷所のみならず近在の東寺領款冬町、東西九条女御田の年貢負担者である千宝や善阿弥が出納、下司代として署名している。東寺領の場合、巷所下司には二段ないし二段半の巷所田が下司給田として支給されているが、<sup>(12)</sup>下司を含む年預、下司代などの代官職は完全に得分権化し、一五世紀初頭には、巷所支配そのものが代官請のことで遂行されているようである。<sup>(13)</sup>

## 2 巷所の存在形態

いわゆる「八条以南、九条以北、堀川以西、朱雀以東」と称される東寺領巷所は、この領域内の道路すべてを指すのではなく、領域内のある特定の道路にかぎって巷所化されていたことが判明する。すなわち、九条巷所を除く東寺領巷所の位置については、応安三年(一三七〇)三月一日の「東寺領巷所検注取帳」<sup>(14)</sup>(以下「検注取帳」と略す)と応永一〇年(一四〇三)八月五日の「巷所坪付并地子銭注進状」<sup>(15)</sup>(以下「注進状」と略す)によって、ある程度跡づけることが可能である。

まず「検注取帳」に表示された巷所の所在はつぎのようである。

八条ト針小路間堀河面	針小路ト唐橋間堀川面	唐橋ト信乃小路間堀川一町堂敷間皆御免之	信乃小路ト九条間堀川
北寄	同堀川南寄	八条猪熊ト堀川間南頰	信乃小路猪熊ト堀川間
八条猪熊面西頰西寄	<small>(南力仲村)</small> 針小路猪熊東頰	同西頰	唐橋ト信乃小路間猪熊面西頰 <small>此外散所屋敷御免敷</small>
			信乃小路猪熊面

説

論

東類 信乃小路ト九条間猪熊面東類<sup>(類)</sup> 九条猪熊九条面南類<sup>(類)</sup> 八条大宮ト猪熊間南類 九条大宮ト猪熊間 八条大宮

八条面 針小路以北大宮面 唐橋以北大宮面 唐橋ト信乃小路間大宮面 信乃小路ト九条間大宮面一町局領、但巷所

無之 信乃小路ト九条間壬生面 信乃小路坊城壬生間 信乃小路朱雀ト坊城間

つぎに「注進状」の巷所の所在はつぎのようである。

針小路与唐橋間堀河面 唐橋与信乃小路間堀河面 信濃小路九条間堀河面 信乃小路猪熊与堀河間 唐橋猪熊西類角

屋敷 同所東類猪熊ト下 信乃小路与九条間猪熊面 九条猪熊九条面 九条猪熊堀河間 九条大宮猪熊間 針小路

与八条間大宮面 八条面大宮与猪熊間南類 同所北類 針小路与唐橋間大宮面 唐橋与信乃小路間大宮面 信乃小

路与九条間大宮面 信乃小路九条間壬生間面

「檢注取帳」と「注進状」とは三三年の隔りがある。この表示の間、面、類の意味するところは、かならずしも明らかでないが、大体のところを图示すれば、第一図のようになるであろう。

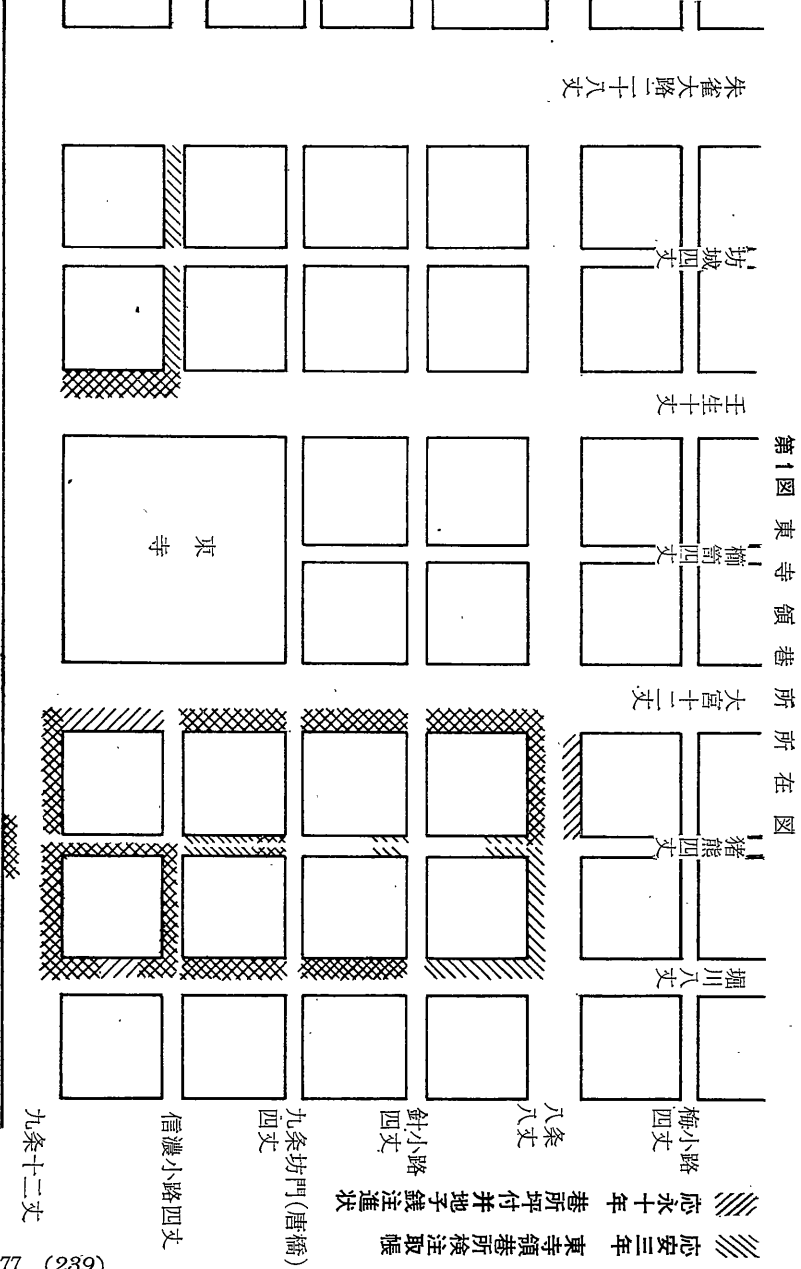
第一図の示すところによれば、九条巷所を除く東寺領巷所は、八条以南、九条以北、大宮以東、堀川以西の道路部分と、信濃小路の朱雀以東、壬生以西ならびに壬生大路の信濃小路以南、九条以北に限定されていることが判明する。そこでつぎに「檢注取帳」の「信乃小路ト九条間猪熊面東類」と「注進状」の「信乃小路与九条間猪熊面」を抽出して若干の考察を試みたい。

〔東寺領巷所檢注取帳〕

<sup>(巻)</sup> 信乃小路ト九条間猪熊面東類<sup>(類)</sup>

東西一丈 南北四丈并田 治部

分錢七十二文



第1図 東寺領巷所所在図



同九尺 同七丈四尺五寸井田平 五

分々百三十文

同七尺 同三丈八尺井田 彦太郎、

分々四十八文

同八尺五寸 同十五丈 畠 但不作 六郎

同七丈七尺 同七丈九尺内<sub>田七丈四尺</sub> 治部

分々二百三十五文

同七丈五尺 同七丈五尺内<sub>田五尺</sub> 善阿弥

分々百二十五文

同四丈七尺 同四丈七尺 畠 源六入道

分々百二十文

同十丈四尺 同十丈四尺 孫四郎

分々二百五十文

同九丈九尺 同九丈井田 兵衛二郎

分々三百八文

〔巷所坪付并地子銭注進状〕

一、信乃小路与九条間猪熊面

四坪 七十二文 彦太郎正阿弥

中世京都における巷所について（仲村）

六坪七尺	百二十文	同
九坪七尺〇 <small>又</small> 九坪二尺	都合十八坪九尺	三百五十文
三坪一尺二寸	五十文	宮内太郎
二坪九尺	五十二文	彦太郎 <small>正阿弥</small>
〆 <small>今六坪七尺〇又十坪五尺</small> 百 <small>廿三</small> 文	百 <small>廿八</small> 文	都合三百五十文
四坪七尺六寸	七十六文	昆布屋
無地		
十二坪七尺五寸	二百十八文	正 <small>覚又四郎入道</small>
〆 <small>今八十五坪三尺</small>	二百七十文	
十三坪二尺	二百五十文	長 <small>妙</small>
〆 <small>今八十坪五尺</small>		今八 <small>徳満</small> 越前
十一坪二尺五寸	百八十四文	弥八跡
〆 <small>今八六坪八尺</small>	百廿文	
七坪五尺	百二十文	藤 <small>内西小路</small>
〆 <small>十一坪八尺</small>	二百廿文	徳満
〆 <small>十八坪八尺</small>	四百七十二文	四郎二郎
〆 <small>今八十三坪二尺</small>	二百七十文	今八 <small>正覚作</small>
〆 <small>十七坪一尺</small>	三百八文	覚 <small>法散所</small>

右にあげた「検注取帳」と「注進状」の巷所の位置について、前者が「信乃小路ト九条間猪熊面東顔（頰）」とあり、後者には「東頰」の表示がないけれども、同一箇所であると考えてよい。すなわち、前者のはじめに記された、治部が七二文の分錢を負担する「東西一丈 南北四丈井田」の坪付は、後者のこれまたはじめに記された「彦太

郎正阿弥」が七二文を負担する「四坪」と同一の坪付であり、また前者の最後にある、兵衛二郎が分錢三〇八文を負担する東西一丈九尺、南北九丈の井田の坪付は、後者のこれまた最後に記された三〇八文を負担する覚法散所の「十七坪一尺」であることは確実である。

右にあげた両者の耕地面積を比較すると、応安三年の「検注取帳」は九筆で九四坪一尺三寸五分（一坪は一丈平方）であり、応永一〇年の「注進状」では一筆で一〇三坪七寸となっている。<sup>16)</sup>

信濃小路と九条間の猪熊小路東側の巷所にかんしては、応安三年から応永一〇年にいたる三三年間に、約一一坪増加していることになっている。しかし、一坪当り一八文の分錢の合計は、下司給、堂敷免などを控除すれば、応安三年が三一貫五一四文で、応永一〇年が三二貫七二文で巷所全体としてはほとんど変化はない。

「検注取帳」や「注進状」の坪の面積記載の下に耕地、宅地という地目表示がある。それによれば、東寺領巷所は、井田、畠、田、堂敷、屋敷からなっている。井田は藺田<sup>17)</sup>であり、畳表や灯心の原料となる藺草を生産する田地のことであり、恐らく湿地帯の多いこの巷所地域において、平安京条坊制の遺構であるところの大路、小路の溝を利用し、これを拡大するかたちで藺田が作られたと推測される。堂敷というのは、ほとんどが地藏堂敷地のことであり、除地になっている。

先にみたように、「検注取帳」と「注進状」の各々の分錢合計はほとんど変っていないが、ひとつひとつの坪付については相当の異動があるものと考えられる。すなわち、耕地、宅地の道路化と、またその逆の場合の巷所化とが間断なくこの地域で行なわれているということである。

応安三年の「検注取帳」では、針小路猪熊西頰の記載と唐橋信濃小路間猪熊面西頰の記載との間に押紙が貼ら

れていて、それには「道狭少之由、在地人等歎申之間、嘉慶元至徳四年被免之畢」とあつて、「検注取帳」作成から一七年後の至徳四年(嘉慶元年 一三八七)に、在地人の通行に支障をきたすほど巷所化が進行したために、東寺としては、この巷所を再び道路化して分錢を免除したのである。また条坊内に家屋がある場合、家屋の前の巷所は、その住居人にとつて不都合なものとなる。「検注取帳」に、

信乃小路猪熊面東類

東西九尺

南北五丈

同 五尺

同一丈三尺五寸

同一丈四尺

同一丈四尺五寸

同一丈七尺五寸

同三丈六尺五寸

已上為家前現作無之

とある。右の四筆、約一五坪(坪は一丈平方)には、地目、分錢、作人の記載がなく、これは「為家前」という理由で、東寺が巷所の道路化を承認したものである。

永徳二年(一三八二)三月、東寺領巷所の下司代彦六が、東寺に提出した康暦二年(一三八〇)の巷所不作分地子

錢注進状(18)のなかに、

四百八十文

〔註〕クロ不作

〔註〕ひと四郎

百十文

〔註〕路ニフム間不作

〔註〕九条塔熊

〔註〕長布屋

二百文 御めん

路ニ成

九条塔熊

〔註〕兵衛

〔註〕ひやうへ二郎入たう

九十文

〔註〕九てうのくろ不作

〔註〕けんこかあと

廿一文 不作道 〔彦〕  
ひこ太郎

七十二文 信乃小路塔熊路 無作 〔藩〕  
ちふぶ 〔治部〕

十六文 ミソ成 〔藩〕  
せんくわん 〔藩〕

百文 御めん 車路作了 〔藩〕  
八てう大ミヤのミなみすミ 〔藩〕

四十文 九条クロ 路成 〔藩〕  
たうほうかくろ 〔藩〕

とある。また文明一三年（一四八二）一月の大宮巷所田路成分検地進状<sup>19</sup>では、針小路と大宮の交点の南北にある九筆の巷所が各々部分的ないしは全体的に「路成」と検注されている。同一二年九月二八日の「廿一口評定引付」<sup>20</sup>に、

一自八条大宮至唐橋、大宮ノ大路ヨリ、東ノ巷所ヲ大路ニ成、西ノ大路ヲ田畠等被開、寺家構等可然敷由、致披露處、無人之間、來月二日、以科評定、重而可致披露旨、治定了、

そして同引付の同年一〇月二日の条には、

一去月廿八日致披露大宮路之事、只今重而披露之處、東ノ巷所ヲ西ニ付、大路東ニ成ルヘシ旨、治定了、

とあって、八条と唐橋（九条坊門小路）間の大宮大路の東頬の巷所と、西頬の道路分とをつけ換えることを、供僧の評定で決定した<sup>21</sup>というのである。

以上、少なくとも一四、五世紀段階において、東寺領巷所の特徴として、それが耕地であれ宅地であれ、坪付そのものの存在自体が、きわめて不安定なものであることが明らかになった。この巷所の不安定性は、基底において、平安京条坊制の道路敷であるという事実から発していると思われる。たしかに、本来左京職の所管下にあ

つた「八条以南、九条以北、朱雀以東、堀川以西」の道路敷が、東寺領に編入されたのであるが、東寺領になつたからといって、この道路敷のすべてを荘園領主の判断で巷所にしうるものではない。延喜式の京職にかんする禁令によれば、巷所化の主体は都民であり、為政者はむしろ巷所化を抑制しているのである。東寺領巷所にあつても、先に述べたように、東寺自体が巷所開発を行なつた形跡もあるが、やはり多くは都民であり、そして本来無税地である巷所を荘園領主の収取体系の中に繰り入れると同時に、先述の路分と巷所のつけ換えにあらわれているような、制御を加えなければならないのである。道路を耕地化する場合の手続きについては知りえないが、屋地・屋敷化については、これが「廿一口方評定」の審議対象になつて<sup>(23)</sup>いるところから判断すると、巷所の屋地・屋敷化は荘園領主の認可が必要であり、道路つけ換え問題と同様に右の事実も荘園領主の巷所にたいする制御を示すものであらう。

このように、巷所の本来的性格から発するところの不安定性と、東寺膝下であるという地理的、政治的条件から生じる荘園領主の強制力からみあつた形で、東寺の巷所支配が存在することを確認しなければならない。しかし、この不安定性を認めた上で、巷所内部の耕作権、居住権が強化されつつあることも認めねばならない。

(端裏書)  
針小路朱雀巷所事  
「彦齡請文十一月二日仏事折足」

針小路朱雀巷所田大事、右近太郎行実於名主職者、重代相伝之、東寺毎年十一月二日御仏事用途書貫文並所致弁沙汰也云々、然者任先例、毎年十月中、無懈怠可致其沙汰、若寄事於左右、致未進対押、自下地寺家可有御管領者也、仍請文之状如件、

貞治五年五月廿七日

沙門彦齡 (花押)

右は一四世紀半における沙門彦齡の東寺に提出した針小路朱雀巷所田請文である。すなわち、右近太郎行実な

る者の重代相伝の「名主職」と称される巷所田大を、沙門彦齡が請けることになったのである。ここで問題になるのは、所定の公事を納入しておれば、巷所は公事納入者にとつて「名主職」と称され、荘園における名主職の請文と何ら異なるところがない。文明一九年（一四八七）五月の「中尾入道宗賢等百姓職売券」<sup>(24)</sup>では、左京九条一坊二坪のうちにある字太郎丸と、その西方の朱雀大路にある付巷所の計一段の「百姓職」が東寺正覚院に一〇貫文で売却されているのである。売券では作職とも記されている。この「百姓職」に付帯する条件は、「於本役者、参貫伍百文ト、又巷所以<sub>(豊)</sub>仏性ノ斗六斗六升、又宝蔵分以同斗ヲ巷斗式升、毎年如此可出之、此外諸公事無之」となっている。

このように一方では、巷所耕地は巷所のもつ個有の歴史的 성격のゆえに、また東寺領巷所にあつては、その政治的、地理的条件のゆえに、道路と巷所が転換されるという不安定な特徴をもつにかかわらず、他方では、そのなかで巷所占有者は、占有の事実にもとづいて、所定の公事役を果していさえすれば、占有を公（荘園領主）に保証させるという側面をもっていることを見落してはならない。

前掲の八条大宮唐橋間の道路部分と巷所部分のつけ換え工事は、巷所耕作権が確定しているという前提で行なわれているのであり、しかも、その工事は巷所民の労働ではなく、巷所以外の人夫によつて行なわれている。つまりこの場合、再び道路敷化する巷所の代替地の宛行が前提になつているのであり、これは、巷所にたいする巷所民の権利が不安定性を次第に克服していることを示すものである。

### 3 巷 所 民

つぎに巷所民（巷所居住者・巷所作人）について少しふれてみたい。

応安三年の「檢注取帳」において「信乃小路猪熊ト堀川間南類」の七筆の巷所井田・畠の請人は、治部、昆布屋、散所孫五郎、散所源五、散所晧阿弥、散所帥、散所<sup>26)</sup>であり、この類の請人の多くは散所民である。応永一〇年の「注進状」においては、同所には四筆の巷所があり、すべて散所彦太郎がこれを請けている。

東寺領散所については、森末義彰氏の詳しい研究<sup>26)</sup>がある。氏の研究によれば、東寺付属の散所の起源は、文保二年(一二三二)九月に後宇多天皇が、東寺境内の掃除夫として、東寺近辺の散所法師一五人を施入したことにあるとされている。そして散所民の居住地を示す史料の初見として、施入より五二年後の応安三年の「檢注取帳」の、つぎの項を引用されている。すなわち、

唐橋ト信乃小路間猪熊面西類(唐)此外散所屋敷御免敷

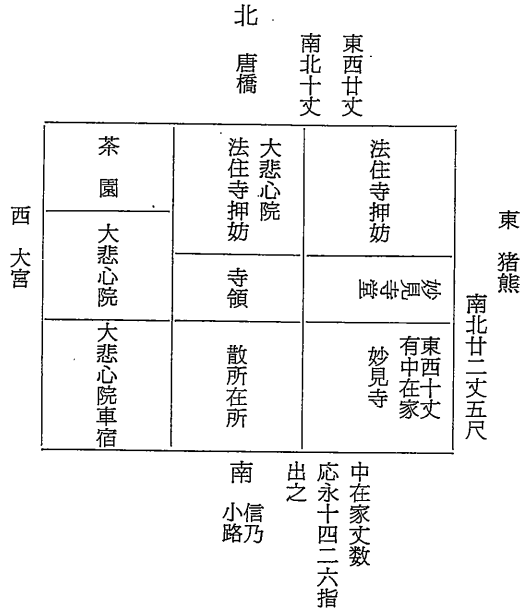
東西四尺五寸 南北十二丈四尺 屋敷

分錢百十文

とある。この地は応永九年(一一四〇)一一二月一五日の侍所別当土岐頼益施行状<sup>27)</sup>にある「東寺掃地散所<sup>(除)</sup>信濃小路猪熊西類<sup>28)</sup>」と同一箇所と考えられる。ところが森末氏は、信濃小路猪熊西類<sup>28)</sup>町の散所を『廿一口年預記』の応永一一年(一一四〇)正月一七日の条にある図面の「散所在所」と同一視された。いまこの図を紹介しよう。第二図の「散所在所」は条坊内にあつて巷所ではない。ところが「唐橋ト信乃小路間猪熊面西類」「信濃小路猪熊西類<sup>28)</sup>」の散所屋敷は明らかに巷所にある。場所を第二図で示せば「法住寺押坊」「妙見寺堂」「妙見寺」の猪熊小路に面する南北一町の巷所である。図の「散所在所」を巷所の地域表示法にしたがって示すならば、「信濃小路大官ト猪熊間北類」ということになり、「信濃小路猪熊西類<sup>28)</sup>」の散所屋敷と、図の「散所在所」とは異なる。



第2図 『廿一口年預記』 応永11年正月17日条  
所載図



(注) 『大日本史料』第七編之六 618 ページ所収の図は南を上しているが、便宜上これを逆にした。なお信乃小路が大宮につき当たった所が東寺東門である。

散所民に宛行されたものと推測される。以後、地子免の二カ所を居住地とした散所民は、「依拝領敷地狭少」<sup>28)</sup>て大悲心院、同院車宿や妙見寺敷地内、あるいは信濃小路と九条の間の猪熊面の地を東寺に申請し、これを認められている。ただし、これらの敷地は屋地子を納入しているのである。かくして、東寺東門の東、大宮以東、猪熊以西、唐橋以南、信濃小路以北の四丁町は、若干の東寺末寺を囲む散所町の観を呈したのである。

「検注取帳」によると、東寺領巷所には散所民のほかに、声聞司(師)、源五郎、小入道、道祖神松女、阿古尼、昆布屋、彦太郎らが屋敷をもっているのであるが、「信濃小路猪熊面西頬寺町」の散所屋敷や南小路散所などを

私は「信濃小路猪熊西頬寺町」の巷所が、一四世紀初め東寺に施入される以前の散所民の居住地であったと考える。すでに林屋辰三郎氏が指摘されているように、散所民の居住地は、律令体制の下にあつて租税の対象にならない河原、巷所などである。そのような巷所が東寺の寺辺にもあり、この巷所に居住する散所民が東寺に勅施入されたのである。そして施入された段階で、図に記入されている

考えると、東寺領巷所において宅地の多くは散所民のものであり、その所在は唐橋以南、九条以北の猪熊面の巷所に集中している。散所民は東寺に掃除役や築地構築などの雑役を勤任することによって、屋地子を免除されるだけではなく、料足が下行されている。巷所が造営方の所管下にあることも、たんなる財源の問題にとどまらず、本来的には散所雑役の土木技術的性格によるものであろう。

以上、東寺の洛中所領における巷所と散所との関係について若干の考察を試みたが、一四世紀の半、巷所内における散所の存在を暗示するものとして、つぎの史料があげられよう。

(端裏書)

「東寺巷所年貢注文 文和二年八月廿八日」

東寺かう所御年貢注進状事

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 一所三貫九百文音阿弥 (花押)   | 一所一貫九百文孫次郎後家 (花押) |
| 一所二貫四百文道覚 (花押)    | 一所一貫九百文平五郎入道 (花押) |
| 一所一貫百文了観 (花押)     | 一所一貫五百文孫次郎 (花押)   |
| 一所一貫四百文左衛門三郎 (花押) | 一所二百文藤十郎 (花押)     |
| 一所一貫七百文さん所        | 一所一貫文九条かう所 (花押)   |
| 一所六百三十文平太左衛門 (花押) | 一所百五十文平四郎 (花押)    |
| 一所五百いまし (花押)      | 一所百文南無阿弥 (花押)     |
| 一所百文道覚 (花押)       | 一所百文孫三郎後家 (花押)    |
| 一所百文照阿弥 (花押)      |                   |
| 一所百五十文心教 (花押)     |                   |

右御年貢者七月十日以前十貫文進上、又九月晦日かきり十貫文進上、若此面不法懈怠候者、作人職めし上られ候へく候、仍注進状如件、

文和二年八月廿七日

妙阿弥(花押)

文和二年(一二三三)の東寺領巷所年貢銭は、九条巷所を含めて二〇貫文である。応安三年(一二三〇)には九条巷所を除いて三一貫五一四文、同六年の九条本・新巷所あわせて五貫八五〇文である。両者の間に三年の隔りがあるが、合計すれば三七貫三六四文となる。<sup>(註)</sup>文和二年から応安六年の二〇年間に一七貫余増加している。これは坪当り地子銭の増加よりは巷所面積の増加と考えるべきであろう。

さて右にあげた「かう所御年貢注進状」について、いま少し検討を加えたい。この注進状には、一八カ所の巷所の地子銭の額と、その下に人名が記されている。この「一所」なる巷所は、たとえば「信乃小路猪熊ト堀川間南類」という地域的な単位のものであり、下に記された人名は、その「一所」の地子銭の納入責任をもつものと考えたい。人名が略押でなく花押を加えているのは、巷所作人内でのかれらの位置を示すものであり、したがって「若此面不法懈怠候者、作人職めし上られ候へく候」との文言は、実はかれらを媒介に各々巷所作人に発せられたと解すべきである。そして、ここでは「さん所」「九条かう所」が個人名ではなく、地域名ないし集団名で登場していることに注目しなければならない。九条巷所が東寺領巷所のなかで独自の徴税単位になっていることは先にふれたが、九条巷所を別にして巷所内に点在する散所民の耕地(屋敷は地子免)の地子納入が、「さん所」としてまとめあげられているのである。すなわち、東寺が散所を支配の単位として把握している側面とともに、

散所民が同一の雑役労働や、同一の生産活動を通じて、惣的結合をなしている側面を評価しなくてはならない。

ところで私は巷所に宅地、耕地を請けている(荘園領主との関係では請地であるが、現実には居住、耕作の事実にもとづく占有である)者を、かりに「巷所民」と呼ぶが、しかし、巷所民は巷所経営のみで生産活動を完結させているわけではない。すなわち、巷所は巷所によって囲まれた条坊内からの耕地、宅地の拡張と、他地域からの出作のかたちで経営されているのである。

つぎに条坊内耕地と巷所との関係について言及したい。まず史料を紹介しよう。

(端裏書)

百姓

「寄進田下地〇注進 応永七」

注進 寄進田下地

合

口 三丈八尺 奥 四十丈現地分

以上百五十二坪

巷所

水口分  
口 三丈八尺 奥 四丈

以上十五坪二〇〔尺〕加路・溝、定

尻  
口 三丈八尺 奥 二丈

以上七坪六尺〔加〕路・溝、定

尻頭巷都合廿二坪八尺

寄進田分坊用定二斗七升

御寺務御年貢<sup>〔聖〕</sup>仏糶定一斗六升五合

都合坊用定三斗九升九合<sup>〔聖〕</sup>坊用一升八合  
 仏糶一升二合定

一坪御<sup>坊</sup>用定一升七合五勺当分

一段分  
 惣都合百七十四坪八尺加巷所・路・溝・定

寄進田方坊用定二石定

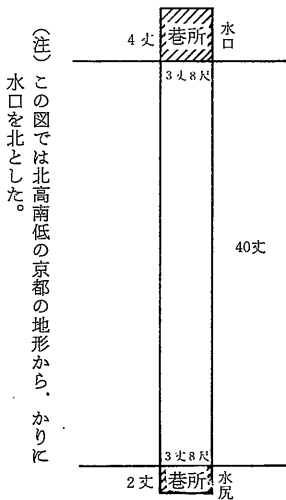
右大概如斯、若偽申候者、可罷蒙<sup>〔空巻〕</sup>大師・八幡御爵之状、如件、

応永七年十月 日

右は複数の農民が東寺に寄進した田地の坪付と年貢額である。が、興味深いことは、水口分一五坪二尺と水尻分七坪六尺の二筆の巷所が、本田一五二坪に連続していることである。これをいま略図にあらわせば、第三図のようになるであろう。

これによると、寄進田一七四坪八尺のうち「現地分」(本田)一五二坪は、条坊制の一町である四〇丈にわたって一筆の田地としてあり、その両端に本田と同幅で、一五坪二尺の水口分と七坪六尺の水尻分が存在するわけである。

第3図 寄進田坪付略図  
 東寺寄進田坪付略図  
 10月7年永応  
 下地注進状案



この坪が具体的にどこにあつたか明らかでない

百姓等<sup>32)</sup>

また承元二年(一一〇八)の「藤原氏女私領地売券」<sup>(38)</sup>において、藤原氏女が法橋御房に売渡した私領の所在は、

在自八条南、自大宮西、大宮面、

東西拾壹丈 但本券定拾式丈也、而於于今壹丈者、建久年中比彼出大宮道路了、

南北參丈

限東大宮道路

限南法橋御房地

四至 限西同法橋御房地

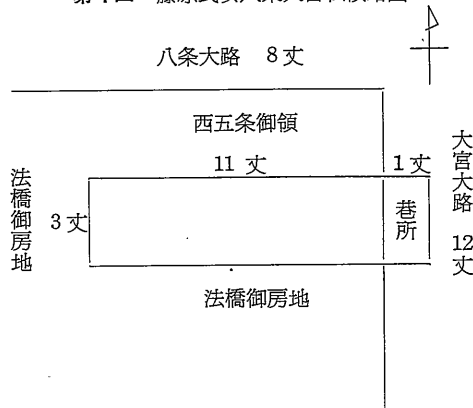
限北西五条御領

であり、これを図示すれば第四図のようになるであろう。

以上の二例のように巷所が条坊内の本田に連続しているとするならば、巷所の考察は条坊内の本田畠の存在形態との関連でなされなければならぬであろう。<sup>(39)</sup> いまこの点にふれる余裕はないが、「八条以南、九条以北、朱雀以東、堀川以西」という東寺領巷所につながる条坊の各地域の田畠・宅地の領有、占有について少しふれておこう。

まず、そのままに東寺境内と巷所の地域とを峻別しておかねばならない。応永一〇年(一四〇三)二月の「東寺領山城国散在田地并敷地文書紛失目録」<sup>(38)</sup>は、東寺境内を「東限大宮、西限朱雀、南限九条、北限八条」としているから、これを巷所の四至と比較すると、八条以南、九条以北、大宮以東、堀川以西の巷所を除く条坊内の八カ町は東寺領ではないのである。すなわち、「針小路堀河与唐橋間四町々敷地」<sup>(39)</sup>が六条八幡宮の知行下にあつても、巷所の四至となんら矛盾するものではない。

第4図 藤原氏女八条大宮私領略図



文和四年(一三五五)三月、動乱によつて焼失した唐橋猪熊西類には四門から七門にわたる地口一四丈、三行と四行にまたがる奥一〇丈から二〇丈の「木増跡敷地」があり、その指図が残っている。<sup>(37)</sup>それによると、一四世紀後半において、この地域の条坊内には依然として、行門の区画が残存し、その区画に沿つて地割がなされていることが判明する。応永二年(一三九五)一二月、某が「針小路猪熊西類、八条与針小路中程、南寄口参丈九尺、奥廿丈」の「土蔵屋敷」を地子一貫九五〇文で「不可成自専永領之思」という条件で、東寺御影堂と借地契約をなしている。<sup>(38)</sup>また唐橋大官西角に茶屋があつたことが知られる。<sup>(39)</sup>同三年(一四二五)の有名な「洛中酒屋注文」<sup>(40)</sup>の三四〇人の酒屋のうちに、唐橋猪熊東南類に四郎五郎の名が見えている。「廿一口方評定引付」<sup>(41)</sup>の文明一二年(一四八〇)二月七日条に、「唐橋大官与猪熊之間」に畳差の左衛門太郎という者がいて畳差大工職の補任を望んでいる。同一八年(一四八六)九月には、大嶋九郎左衛門重実なる者が、「藤幸相知行」の八条大官角の屋敷に入り、東寺に「可致商売之間、東江口を開、大官エ可出入之由」を要求し、その代償として「若有御許容者、上櫓夜中可宿直也、徳政等之時者、切閉可止出之由」との条件を申入れ、東寺はこれを承認しているが、大官大路の商業的価値の高さと、その大官面への商家の進出を指摘することができる。先述の八条、唐橋間の大官大路の巷所のつけ換え工事も、この路面の商業的価値と関係があると想定される。永正七年(一五二〇)一二月に室町幕府の奉行人が、東寺八幡宮阿弥陀三昧料所の沙汰人中に宛てた沙汰状によれば、同三昧料所唐橋猪熊敷地内に雑色神五郎屋地があつたことが知られるが、この地は先にのべた散所屋敷に該当する。

以上みてきたような条坊内の家屋を囲む巷所の各所に、巷所の小屋が点在したというのが、東寺近辺の景観である。永享九年(一四三七)の「廿一口方評定引付」<sup>(42)</sup>では、壬生巷所の虎法師家が検断され、また「巷所之衛門四郎」

の逐電したあとの小屋の処分が衆議に付されている。そのほか「巷所目倉尼」<sup>(45)</sup>「巷所次郎三郎」<sup>(46)</sup>のごとく、名に「巷所」を冠するのは、巷所に住居をもつ者であろう。なお応安三年の「検注取帳」には「唐橋卜信乃小路間猪熊面西類」の巷所に東西四尺五寸、南北一丈四尺の昆布屋の屋敷がある。これは応永一〇年の「注進状」では「唐橋猪熊西類角屋敷、五坪三尺八寸」となっている。巷所に商家が存在することは興味深いが、この昆布屋などは「東西四尺五寸」から判断すると、本来は条坊内にあつた屋敷が猪熊小路へ四尺五寸拡張したということである。だから巷所屋敷の場合には、条坊内の屋敷の道路への拡張のかたちをとるものと、巷所に単独に建てられたものがあると想定されよう。

簡単ではあるが、東寺領巷所内の耕地、宅地の存在形態と、巷所および巷所で囲まれる条坊内の居住者についてみてきた。居住者については、農民、手工業者、商人で構成されていることが判明するが、同一地域内居住者相互間の関係について、惣的結合があつたかいなかということは判明しない。ただし、散所にかんしては明らかに惣的結合が考えられるし、また永正七年（一五二〇）六月、東寺雑掌に宛てた室町幕府奉行人奉書<sup>(47)</sup>によると、三条家に所属する「寝藍」<sup>(48)</sup>（染色業）の九条座の権利を、東寺領九条の地下人が侵害した事件について警告を発しているが、この九条辺の地下人が、九条大路以南のいわゆる東西九条女御田の農民でないとすれば、巷所ないし巷所によつて囲まれたこの地域の地下人に、座の独占を打破するような連帯関係があつたことになる。しかし、先掲の八条大宮角の大嶋重実のように、徳政一揆にはつきりと敵対する立場をとる商人や、右の染色業者と考えられる地下人、散所・雑色、農民など雑多な職種と階層を抱えている「八条以南、九条以北、朱雀以東、堀川以西」の巷所と条坊内は、端的にいえば、町と村が雑居している地域でもあり、したがって、その内部の矛盾のあ



り方もきわめて多様であつたと考えられるが、いまここで取りあげて論ずる余裕をもたない。後考を期すことにしたい。

- (1) 百合・二一六四ノ一八七(『大日本史料』第八編之十四 四八八ページ)。
- (2) 教王護国寺文書(以下、「教王」と略す)第七卷二〇三四号。
- (3) 百合・ひ三四ノ四三(『大日本史料』第八編之十四 一三一ページ)。
- (4) 百合・書一三ノ一五(『大日本史料』第八編之十六 五九五ページ)。
- (5) 百合・リ六一ノ七二(『大日本史料』第八編之十八 六〇一ページ)。
- (6) 永徳元年十二月 日 東寺領洛中散在敷地注進状(教王・第二卷六〇〇号)に「一所 八条院々町拾叁箇所 在所見于院庁注文」とある。
- (7) 教王・第二卷六三五号。
- (8) 年未詳 東寺公文所預要脚注文(教王・第二卷七七〇号)に「巷所段銭」とある。
- (9) 教王・第三卷九三三号。
- (10) 教王・第二卷五一八号。
- (11) 百合・ひ二四ノ三三(『大日本史料』第六編之三十三 一七六―一九三ページ)。
- (12) 正平七年閏二月十七日 沙弥妙阿等巷所下司職給田売券 百合・せ三七ノ五〇(『大日本史料』第六編之十七 五三七ページ)、明徳五年卯月二八日 亀松巷所下司職給田売券 百合・の一八ノ三八(『大日本史料』第七編之一 八九五ページ)、応永一〇年六月晦日 阿闍梨愛運巷所下司職給田寄進状 百合・せ五一ノ六〇(『大日本史料』第七編之六 五六五ページ)などは「九条堀河西頬半折」の二段が、下司給田であるとし、応永一〇年八月五日の巷所坪付并地子銭注進状(教王・第三卷八二三号)には、除分として二段半の下司給分をあげ、それは「九条猪熊与堀河間堀河寄」に所在するとしている。
- (13) 百合・く「廿一口評定引付」応永一二年四月一三日条、同年九月二七日条(『大日本史料』第七編之七 六七二ページ)。
- (14) 教王・第三卷八二三号。
- (15) この「注進状」は翌応永一年の結解にさいして、抹消、追筆されており、一〇年の一筆一〇三坪七寸が、一一年には一筆一〇七坪二尺になっている。

(17) 応永一六年三月二七日 普門院住僧沙門法重請文(百合・や三ノ五『大日本史料』第七編之十二 四五四ページ)に、「合藤田巷段者

(北頰カ)  
在八条大宮比頭角」とある。  
巷所并田也

(18) 教王・第二卷六〇四号。

(19) 百合・つ四六ノ五七(『大日本史料』第八編之十三 九三七ページ)。

(20) 百合・ち二三(『大日本古文書』東寺文書之四 四七三ページ)。

(21) このつけ換え工事は、文明一三年四月一三日から、洛中の東寺領院町、柳原の人夫七、八〇人を動員して行なわれている(『東寺執行日記』十四『大日本史料』第八編之十三 九二七ページ)。

(22) 「廿一口方評定引付」一の応永一九年六月二六日条(『大日本史料』第七編之十七 二八八ページ)に

一梅鶴申屋敷事

彼法師申云、壬生巷所被成屋敷者、一所可申請之由望申間、披露之處、不可有子細之由、評議畢、

とあり、同引付の応永三五年後三月一二日条(百合・ち『大日本古文書』東寺文書之三 八八六ページ)に、

新巷所屋敷望申者有之敷之間、然者屋地可被成之由、衆議了、とある。

(23) 百合・リ二四ノ三四(『大日本史料』第六編之二十七 七七五ページ)。

(24) 百合・シ一ノ一三(『大日本史料』第八編之二十一 五三四ページ)。

(25) 「散所」とのみあるのは、散所惣作の意であろう。

(26) 森末義彰『中世の社寺と芸術』二五八―二八九ページ。

(27) 百合・ト一ノ一五(『大日本史料』第七編之五 七九二ページ)。

(28) 「廿一口評定引付」明德五年二月二日条(『大日本史料』第七編之一 八四四ページ)。

(29) 森末義彰氏は信濃小路猪熊西頼散所から分派してゆく散所について詳細によれている(前掲書二六三―二七〇ページ)。

(30) 百合・つ四六ノ五七(『大日本史料』第六編之十八 六六八ページ)。

(31) 年未詳「東寺領屋地子銭注文(前欠)」(教王・第二卷五一九号)にも三七貫七六七文とあって、これは九条巷所を含む東寺巷所地子銭の合計であると思われる。したがって、この文書は「東寺領巷所地子銭注文」とした方がよい。なおこの文書は、応安三年の「檢注取帳」の地積、分銭、請人とはば合致する。なお、「檢注取帳」の「信乃小路ト九条間壬生面」の東西一丈一尺五寸、南北四丈の請人「五郎二郎」が、この文書では「五郎二郎跡」となっているので、応安三年から後の、あまり遠くない時点のものと推定される。

(32) 教王・第三卷七九一号。

(33) 百合・メーノ一〇(『大日本史料』第四編之十 四九二ページ)。

(34) いまひとつの例として文明一五年(一四八三)一〇月六日の針小路大宮田検知帳案(教王・第七卷一八八六号)がある。

(端裏書)  
一卯月三日検知帳」

針小路大宮田事

北口新開分一丈七尺 (猪成) 乗観法橋作

下南新開分二丈 四丈四尺五寸

南北北四丈内 路分 四丈三尺五寸

東西 路分 六丈四尺

以上

文明十五年  
十月六日

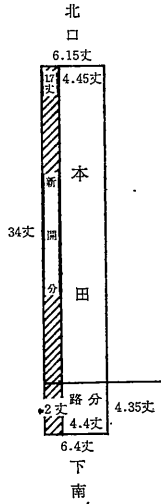
一新開分 東西一丈七尺

一路分 東西二丈五尺 仍減分八尺一如一町

最後の路分については不分明であるが、これを図示すれば、

下記のようになるであらう。

第5図 針小路大宮田地略図



(注) 新開分は本田の東、西いずれにあるか不明であるが、ここではかりに西としておいた。

(35) 百合・里一一ノ一五〇(『大日本史料』第七編之六 四二二ページ)。  
若宮八幡宮文書 永正六年七月一三日 室町幕府奉行人奉書(『大日本史料』第九編之一 八六三ページ)。この場合の四町町は、針小路、堀川、唐橋、猪熊の各路に囲まれた方四〇丈の区画をいう。

(37) 百合・の一ノ一七(『大日本史料』第六編之二十一 二四三ページ)。

(38) 百合・ソ一ノ一六(『大日本史料』第七編之二十一 二五一ページ)。

(39) 応永一五年一二月二九日 唐橋大宮茶屋氏名未詳請文(教王・第三卷九一七号)。

(40) 北野神社文書一 小野晃嗣『日本産業発達史の研究』二一九ページ所収。

- (41) 百合・ち (『大日本史料』第八編之十二 八一四ページ)。  
(42) 百合・ワ (『廿一口方評定引付』文明一八年九月二日条『大日本史料』第八編之十九 五三四ページ)。  
(43) 百合・ヲノ一三 (『大日本史料』第九編之二 九七三ページ)。  
(44) 百合・ち (『大日本古文書』東寺文書之四 四ページ)。  
(45) 長祿三年正月 日の「五方算用状」(『教王・第五卷一六二六号』)によれば、同二年卯月一〇日に、巷所目倉尼死去の時に一〇〇文が下  
行されている。目倉尼は盲目尼のことであろう。  
(46) 寛正二年正月 日 五方算用状 (『教王・第五卷一六六二五号』)。  
(47) 「廿一口方評定引付」の応永一三年三月一日条 (『大日本史料』第七編之八 四〇六ページ)によると、応永一二、三年の両年にわた  
る公方役勤仕を理由に、散所法師が集団で東寺の寺中掃除役を拒否していることなどは、その一例である。  
(48) 百合・ニノ二五 (『大日本史料』第九編之二 一七〇二ページ)。原田伴彦『日本封建都市研究』二一六ページ。

#### 四 おわりに

主として中世後期の東寺領巷所の存在形態について言及してきたが、本稿をとじるに当たって、この巷所が近世にはどのような処置をうけるかについて、若干ふれてみたい。

天文一三年(一五四四)八月、室町幕府奉行人はつぎのような令<sup>(1)</sup>を発した。

公方御料所分并奉公方知行分巷所事、被<sub>レ</sub>除之上者、不可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>其沙汰、但相給在所在之者、向後以<sub>レ</sub>御糺明、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相究之  
条、此旨可<sub>レ</sub>存知之由状如<sub>レ</sub>件

天文十三

八月九日

洛中所々

巷所百姓中

為 信

すなわち、右は皇室御料所<sup>2)</sup>と幕府奉公衆知行分となつてゐる巷所を、地子銭賦課の対象からはずし、その他の巷所においては検注の上、これに賦課することを命じたものと考えられるが、室町幕府が巷所を、「洛中所々巷所百姓中」というかたちで把握してゐる点は、注目しなければならぬ。現実の手續きとしては、私領巷所を除く巷所の所管は依然として京職にあるから、この奉書は京職を介して通達されると思われる。天正一七年（一五八九）三月、秀吉政権下の京都奉行前田玄以が、洛中巷所地子銭を皇室へ納入している。これは洛中巷所支配が、京職から京都奉行所に移行していることを示すものである。では、いつ巷所が消滅するかについては明確に解答できないが、天正一十九年（一五九一）、秀吉が行なつた、お土居の構築にみられるような市街の整理——市区の整理（町割の変更）——一地域への寺院の集中・道路の整頓——にさいして、消滅したと思われる。そして、かつての巷所は洛中の各所に小字名と化して、少なくとも明治期まで残存したのである。たとえば、明治一四年に編纂された『京都府地誌』の「京都府市街誌料」<sup>5)</sup>につぎのような一文がある。

## 唐橋通

古今同称、一名田名井小路、今東寺ノ西南ニ四塚ノ一街アリ、下京三拾貳区ニ属ス、其余総テ耕地。

右以外ニ鴨口清和院口アリ、此他小巷辻子ト称スルモノ、往々街衢ノ間ニ間マル、イツレモ其所属区下ニ錯出スルヲ以テ、此ニ略ス。（傍点仲村）

すなわち、下京第三二区の唐橋通の説明のあとになされてゐる「小巷辻子」は明らかにかつての巷所で、傍点の部分はまさしく巷所の存在形態から発するところのものである。また、明治二八年の「平安京旧址実測全図」<sup>7)</sup>によると、明治二八年段階の京都市街とその周辺の町名および小字名がわかるが、旧朱雀大路の八条坊門から九

条坊門（唐橋）の南北四町にわたって「小字巷所」「小字下巷所」の地域が見うけられる。これは道幅二八丈といふ朱雀大路のことゆえ、巷所地積も当然他の大路、小路のそれよりも広く、先の「小巷辻子」よりも大きな規模で残存したと思われる。

最後に東寺領巷所が近世にどうなるかについて、まったく推測の域をでないが、簡単にふれておきたい。

永祿一二年（一五六九）一〇月、室町幕府は東寺にたいし、「山城国久世上下庄、上野、拜師、植松、八条院町、取勝光院敷地<sup>号柳</sup>、宝莊院敷地、当寺境内巷所<sup>八条以南、九条以北、堀川以西、朱雀以東、東西九条</sup><sub>御田</sub>、教令院敷地、并所々散在名田畠等」を安堵し、「為守護使不入之地」<sup>(8)</sup>ることを保証している。しかし、この段階の室町幕府には所領安堵の機能はほとんど麻痺しているといつてよい。幕府のこの寺領安堵は、同年四月二一日と閏五月二三日の両度にわたり、すでに入京している信長が東寺に寺領と境内の当知行を保証する朱印状を<sup>(9)</sup>発し、閏五月二六・二七日の両日、秀吉が「東寺所々散在名主百姓中」と東寺雑掌に宛て、信長朱印状の遵行を布達した<sup>(10)</sup>ことにたいする措置とみてよい。信長の朱印状はこの年、東寺だけではなく権門寺社にたいして発せられている。しかし、朱印状の安堵の對象は幕府の安堵と同様「当知行」であり、東寺の場合、洛中および山城国の寺領に限定されているようである。東寺領は近世を通じて二、〇三〇石余に定められており、それは天正一三年（一五八五）、同一九年（一五九一）の秀吉の朱印状によるものとされ、その内訳は八条、九条の三四九石六斗八升、西八条の二六一石四升、上鳥羽の五四五石九斗二升、福枝、幡枝の二六三石、西院内の六一〇石三斗八升である。<sup>(11)</sup>そして「八条以南、九条以北、堀川以西、朱雀以東」の東寺領巷所は、八条、九条の三四九石六斗八升の寺領中に吸収されたと考えられる。こゝでも天正一十九年の秀吉の朱印状と、同年に行なわれた京都の区画整理のなかで巷所は完全に解消したと推定さ

説  
れるのである。

論

- (1) 『新訂増補 国史大系』後鑑四 五五四ページ。なお『改定増補 史籍集覧』第二巻所収の「室町家御内書案 上」に収められている同文書には、奉行人の名が「為清」となっている。
- (2) 『史料綜覧』第一〇巻の編者は、この史料について、「幕府、其料所及ヒ奉公衆ノ知行分ノコトニ就キ、洛中巷所百姓ニ令ス」(二一九ページ)としているが、この場合の「公方御料所」は「御料所左京職巷所」「御料所右京職巷所」というように、皇室御料所とする方がよいと思う(次の注参照)。
- (3) 『お湯殿の上の日記』の天正一七年三月七日条に、「ほうるんなかはしまてはこをもちまいりて。御ちしのかねいれておき申。」とあり、この記事からだけでは、「御ちし」が巷所の地子銭であると断定しがたい。にもかかわらず、『史料綜覧』第二巻の編者が、「京都ノ奉行前田玄以、御料所洛中巷所ノ地子銀ヲ献ズ」(二一九ページ)としているのは、恐らく京職の権限が京都奉行へ移行していることを前提とした解釈であると推定され、私もひとまずこれに従った。
- (4) 秋山國三『公同沿革史』上巻 九六〜九九ページ。
- (5) 永正一二年二月の「真如堂領諸国所々目録」(真正極楽寺文書『大日本史料』第九編之五 九三二ページ)に「一田地大字号廻巷所、西京在之、寛正五季甲六月十日同長雅番進とあって、一六世紀初めにはすでに字名化している巷所もあることがわかる。
- (6) 京都府立総合資料館所蔵 類別九九〇―番号三(冊数三五冊―次一)。
- (7) 湯本文彦編『平安通志』第二編所収。秋山國三教授のご教示による。
- (8) 東寺文書 御宸翰千字文天至往(『大日本史料』第十編之三 二五五ページ)。
- (9) 百合・リー〇〇、東寺文書 御宸翰千字文天至往(いずれも『大日本史料』第十編之二 四三六ページ)。
- (11) 山本忍梁『東寺沿革略誌』五五ページ。